

平成21年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、平成21年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

平成22年4月14日

清瀬市オンブズパーソン



記

1 期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 苦情申立て件数及び調査件数等

(1) 苦情申立て件数 5件

(内2件は、苦情申立ての調査をしない決定をする。)

(2) 調査件数 3件

(内1件は、健康福祉部関係、1件は教育部関係、1件は都市整備部関係)

(3) 意見若しくは勧告又は提言 2件

(内1件は、勧告、1件は提言)

3 市の機関に対する意見若しくは勧告又は提言の要旨

上記2(3)の意見若しくは勧告又は提言の要旨は、別紙「苦情等に係る勧告書」のとおりです。

「苦情等に係る勧告書」

	意見・勧告 等の区分	要 旨	
事 案 1	勧告	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	清瀬市役所生活福祉課における生活保護者に対する個人情報の安易な取り扱い方について問題提起する。
		意見を する 対象 とな った 市の 機関 (主 管課 等)	清瀬市長（健康福祉部生活福祉課）
		オンブズパーソン が市長 に対し て行 った 勧告 の要 旨	本件は生活福祉課の行為として問題が提起されているが、市民の個人情報の管理のあり方については市全体の問題として取り組む必要があることは当然であり、本件を契機として改めて個人情報の厳格管理の方途について見直しをし、再度職員教育を行うなどして、これを徹底するよう勧告する。

事 案 2	提言	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	下宿市民プール(主として学童用)は水中に突起物があるため危険であり、重大事故の可能性があるので、その廃止及び市民プールへの転用の中止を求める。
		意見を する 対象 とな った 市の 機関 (主 管 課 等)	清瀬市教育委員会(教育部生涯学習スポーツ課)
		オン ブズ パー ソン が 教 育 長 に 対 し て 行 っ た 提 言 の 要 旨	本件は、側段が存在することによって生じる危険性が、他のプールに比べて大きいとはいえ、むしろ初心者や年少者の遊泳にとっては意義が認められるが、なお万全を期すために、側段の表面に赤色系統の色を塗るなどして対応することが望ましい。